平成２４年（フ）第１８号
岩手県宮古市磯鶏第８地割168番地１河南仮設住宅10棟２号
債務者　金森　竹男
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午前９時40分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２４年（フ）第３４６号
静岡県袋井市浅名433番地、前住所静岡県袋井市浅羽1015番地の３
債務者　八木　康治
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第３７１３号
大阪市城東区東中浜８丁目９番18―206号
債務者　岡村　典子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８８１号
大阪市福島区吉野２丁目13番７号
債務者　浅井　英典
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６１号
釧路市愛国東３丁目６番25号　パルフェ・メゾン205号室
債務者　田村　　龍
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月14日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第４３３号
岡山市南区福富西２丁目27番33号
債務者　佐々井貞明
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０８７７号
東京都世田谷区野毛３丁目６―２―206
債務者　青木　興平
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０９１８号
千葉県館山市八幡565―２　Ａ棟
債務者　藤平美枝子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０９５１号
東京都世田谷区鎌田２丁目21―10―203
債務者　小泉たけ子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０９５２号
神奈川県逗子市桜山１丁目５―36
債務者　石崎　敬子
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０９８０号
東京都台東区入谷１丁目22―13―704
債務者　柳田　祐香
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０９８１号
東京都杉並区下高井戸３丁目１―18―401
債務者　原木　正乃
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０９９０号
東京都足立区江北６丁目29―３―201
債務者　石井康雄こと　石井　久男
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０９９１号
東京都練馬区西大泉１丁目19―１
債務者　原　　務
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０９９２号
東京都板橋区大山金井町36―８　コーポ612―102号室
債務者　西村　貴光
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部